

『宇治拾遺物語』の〈空所〉(1)―序を読む―

竹村 信治

はじめに

前世紀の後半、文学はそのジャンル性が解体され、いわゆる文学テクニストも人間の知的営為の所産の一つと見なされて、〈知〉の考察対象となつていった。そうしたなか、説話も、文化総体の構造の表象、文化事象間の多元的な関係とその動態を映し出す言語事象として捉え直され、説話研究は儀礼、唱導、注釈、絵画等へと領域を拡大させつつ〈知〉の探究へと向かうことになる。その概観はすでに述べたことがある¹⁾ので繰り返さないが、こうした動向のもとで大きな画期をなしたのが『宇治拾遺物語』研究だった。

一九八〇年代後半から九〇年代前半におよぶ時期、『宇治拾遺物語』研究は話題内容本位の印象批評や伝承系統論、作品論を脱して、表現世界を時代情況との関係において捉え、情況と向き合う主体の世界解釈や世界像構築に向けた言語的営み(＝表現生成の機構)を主題化するに到る。山岡敬和氏、佐藤晃氏、荒木浩氏らの立論に小峯和明氏、森正人氏が参入して深化していった議論の概要は、これも先に示したので省略したが²⁾が、それぞれは精緻な読解に支えられて今もこのテキストの〈知〉の位相をうかがう指標たりえている。

この時期の研究成果としては新日本古典文学大系42『宇治拾遺物語・古本説話集』(一九九〇・一一)³⁾、新編日本古典文学全集『宇治

拾遺物語』(一九九六・七)⁴⁾も逸することができない。前者「解説」は前記の研究動向を踏まえて作品観の基底をなすものを平明に示しているし、後者も同じく研究動向を承けて「『宇治拾遺物語』の説話連絡表」「『宇治拾遺物語』説話間の類縁表現一覧」を提供し、当時最新の情報を盛り込んだ「関係説話表」を加え、さらに詳細な「主要参考文献」を付して、『宇治拾遺物語』の現在を開示するものとなっている。さらに、後者校注・訳者の一人である増古和子氏は、近時、高橋貢氏との共編で学術文庫『宇治拾遺物語』(講談社、上巻二〇一八・三、下巻二〇一八・四)を刊行し、より詳細な注解と読解を〈語釈〉〈参考〉項に記している。

さて、こうして『宇治拾遺物語』研究は二十数年前に一つの到達点を刻している。しかし、その到達点は終着点というわけではない。先の鋭な表現性⁵⁾論は所収全話の分析をとおしての検証が必要であるうし、諸注釈書が提供する関連情報もまた、それがテキストの言述にどう関与しかなる読書行為を開くのかの検討を通じて、その意義が吟味されなければならない。

この数年、「古典再発見」をめざして関連書籍の刊行が相次いでいる⁶⁾。その響みに倣い、右の課題を念頭において『宇治拾遺物語』の再読を試みる。

凡例

1 各章段の考察は、校訂本文、略注、構造、解説の四項目をもつて構成する。

2 校訂本文は、陽明文庫蔵『宇治拾遺上(下)』(陽明叢書国書篇第十三輯、財団法人陽明文庫編纂、一九七七・一二)の本文を基幹本文とし、古本系諸本(書陵部本〈笠間影印叢刊〉・伊達家旧蔵本〈古典文庫〉・竜門文庫本〈竜門文庫善本叢刊〉)、古活字本及び万治二年板本を対校本文として作成した。

繙読の便宜を考慮して、本文は歴史的仮名遣いに改め、句読点、濁点を付し、随時仮名を漢字表記に、漢字を仮名表記に変え、万治二年板本の付訓を参考に振り仮名を傍記するとともに、適宜改行して段落を示した。

3 略注には、本文解釈を略述した。注解箇所は注番号に対応する算用数字を校訂本文中に付して示した。

4 構造では、略注での分析に即して章段内容の構造を図解した。

5 解説では、当該章段について、W・イーザーのいわゆる〈空所〉(Ⅱ「テキストと読者の相互作用」の発現する場所)⁷を取り上げ、その解説を試みた。

*

本稿では、古本系諸本で「説話目録」(陽明文庫本、上冊一丁表〜三丁表)と「巻首」(同、五丁裏)との間(同、四丁裏〜五丁表)に記され、通例「序」とされる記事を取り上げる。『宇治拾遺物語』編者による「擬作」とする説⁸、後人偽作説⁹があるが、いずれにしても、この「序」は記載位置¹⁰(丁裏・丁表の見開き二面に記され、「巻首」がその丁裏に続く〈下冊本文は丁表から始まる〉)から見て、作品本体に連続する一物語として記されたと見なしうるものである¹¹。

【序】
校訂本文

1世に²宇治大納言物語といふものあり。

3この大納言は、⁴隆国といふ人なり。⁵西宮殿「高明／也」の孫、俊賢大納言の第二の男なり。⁶年高うなりては、暑さをわびて、暇を申して、五月より八月までは、平等院一切経蔵の南の山際に、南泉房といふ所に、籠もり居られけり。⁷さて宇治大納言とは聞えけり。

⁸髻を結び箱げて、¹ 筵を板に敷きて、² 大きな打輪を³、上中下をいはず、⁴ 吾物語をせさせて、我

は内にそひ臥して、語るにしたがひて大きな双紙に書かれけり。⁹天竺の事もあり、大唐の事もあり、日本の事もあり。それが内に、たふとき事もあり、おかしき事もあり、おそろしき事も

あり、あはれなる事もあり、きたなき事もあり。少々は、空物語もあり。利口なる事もあり。さまざま様くになり。¹⁰世の人これを興じ見る。¹¹十四帖なり。

¹²その正本は、伝はりて、侍従俊貞といひし人のものにぞありける。いかになりにけるにか。¹³後に、さかしき人々書き入れたる間、物語多くなれり。大納言より後の事、書き入れたる本もあるにこそ。

¹⁴さるほどに、今の世に、又、物語書き入れたる、出で来たりり。¹⁵大納言の物語に洩れたるを拾ひ集め、又、その後の事など書き集めたるなるべし。¹⁶名を宇治拾遺の物語といふ。¹⁷宇治に遺れるを拾ふと付けたるにや。又、侍従を拾遺といへば、侍従大納言侍るをまなびて⁵といふ事、知りがたし。⁶にや。お

ぼつかなし。
「(丁表)

■略注

1 世に〜といふものあり。……『宇治大納言物語』の世上流布を前提とした発語。島津忠夫氏に「まず『宇治大納言物語』が流布していたことが言われる。この文からは、『宇治大納言物語』を實際に多くの人が見ていたというよりは、そういうものがあるということが人々の間でいわれて著名であったと言っているように見られる。」との指摘がある。¹²「世に〜といふもの」として指示される「宇治大納言物語」は作品名というより世間通行の称（略注7、『今昔物語集』の引用、参照）。後段に語られる各種増補本簇生の現況を踏まえ（略注13）、実体を異にしながらも同じ題号を名告るそれらを総称して提示したものである。世上「宇治大納言物語」と称される作品がある、の意。

2 宇治大納言物語……当該書名は、大江親通（？）一二五二『七
大寺巡礼私記』（保延六へ一一四〇）年の南都七大寺等巡礼記）の
興福寺条「焼亡後造畢間三箇勝事」に「口伝云」として記される話
題の末尾細字注記に「宇治大納言物語同之」¹³として見える（同話、
『今昔物語集』卷十二「山階寺焼、更建立間事第二十一」、『梅沢
本古本説話集』下47「興福寺建立事」）。『宇治拾遺物語』が成立し
たとされる承久の変（一二二一）前後以前では、

○『中外抄』下・31・久安六（一一五〇）年八月二十日条：「其後
大納言物語を女房の説シヲ聞シカバ」¹⁴

（同話関連記事、『今昔物語集』卷十九「西京仕鷹者、見夢出家
語第八」）

○三卷本『宝物集』（一一七九〜一一八八年以前）上・1番歌「殿

守ノ」歌：「此歌世継キ并ニ宇治大納言隆国ノ物語リニハ」¹⁵（七
卷本・巻第一「此歌世継并に宇治大納言隆国の物語には」）¹⁶

（同話、『今昔物語集』卷二十四「敦忠中納言、南殿桜読和歌語
第三十二」）。ただし、『大鏡』『世継物語』には見えない）

○上覚『和歌色葉』（一一九八）五「撰抄時代者 付私集口伝物語」
：「在原中將の伊勢物語、在次「滋／春」が大和物語、宇治大納
言、狭衣の大將」¹⁷（諸本異同あり、「宇治大納言物語隆国」と
も）

の記事もある¹⁸。これらが同じ書かどうかは明らかではないが、「宇
治大納言物語」と呼称される作品が本『宇治拾遺物語』以前に実在
したとはいえそうである。

なお、それ以後の呼称は、『古今著聞集』（一二五四年）の序に
「宇縣亞相巧語」¹⁹とあるほか、

○「宇治ノ物語」：『雑談集』へ一三〇五年）卷九、「万物精霊事」
条²⁰

（同話、『今昔物語集』卷十七「買龜放男、依地蔵助得活語第二
十六」）

○「宇治記」「宇記」：『扶桑蒙求私注』へ一四二四年）²¹

・「宇治記」|| 同話、『今昔物語集』卷十九「頭少將良峯宗貞出家
語第一」

・「宇記」|| 同話、『今昔物語集』卷二十「河内守、依慳貧感現報
語第三十六」、同卷二十三「比叡山実因僧都強力語第十九」、同
卷十二「書写山性空聖人語第三十四」

などがある。

3 この大納言は……「この」は題号「宇治大納言物語」中の「大納
言」を指示する代名詞。法会釈経の開題における釈名との関連が思

われる。『本居宣長『源氏物語玉の小櫛』(一七九八年成、一七九九年刊)一の巻「此源氏の作りぬし」では、本書名を「宇治」大納言の物がたり」と訓む²²。以下は、「(宇治)大納言」「物語」それぞれの語の積名をもつて解題としたものである。後段の「宇治拾遺物語」解説も同じく題号積名をもつてなる。

なお、『宇治大納言物語』に「序」があつたかどうかは明らかでないが、おそらくはなかつたのであろう(題号積名にかかわる記事〈略注掲出本文339〉の内、テキスト生成の経緯を説明する638の文末が伝聞過去の「けり」で結ばれている点に注意したい)。とすれば、以下の解説は、すべて世上流布の『宇治大納言物語』の題号と内容をもとに、新たに用意されたものということになる。

4 隆国といふ人なり。……名のみ示して姓を記さないのは、書名題号中の「大納言」が作り物語の主人公名ではなく実在の人物であることを先ずは積したのか(姓は以下の「西宮殿」「俊賢」から知られる)。

源隆国は、寛弘元(一〇〇四)年生、承保四(一〇七七)年薨。醍醐源氏。俊賢二男。母は藤原忠尹女。正二位権大納言。延久三(一〇七一)年頃、南泉房において浄土教に関する論義のための要文集『安養集』十巻を比叡山の僧と共に著した²³。佐藤謙三氏「宇治大納言隆国」²⁴参照。

ちなみに、『宇治拾遺物語』には隆国話題が見えない。有力な依拠資料とされる『古事談』(一一二二〜一二二五の間に成立)には、巻第一王道后宮42〈呼称「隆国」〉・54〈同「隆国卿」〉・64〈同「宇治大納言隆国」〉、巻第二臣節62〈同「隆国卿」〉・大納言〉・81〈同「宇治大納言隆国」〉、巻第五神社仏寺6〈同「大納言隆国」〉に隆国の名が出るが、いずれの話題も『宇治拾遺物語』には収載がな

い。序は後段で『宇治拾遺物語』を隆国編「宇治大納言物語」の増補とする。その規制がこの不採択に作用しているのであろうか。

また、『今昔物語集』にも同様に隆国譚はなく、巻十二「於石清水、行放生会語第十」に『古事談』巻第五6と同じ話題があるが、そこにも隆国の名は出ない(『扶桑略記』延久二(一一〇七)〇年八月十四日条「有勅。權大納言源隆國。參議同經信。權左中辨藤原隆方。外記史以下參石清水宮。行放生會。自今以後可用此例者」²⁵)。一方、「罪なくして配所の月を見ばや」(『発心集』巻第五8、『徒然草』第5段、等)の名句で知られる隆国の兄顯基については、『今昔物語集』巻十九の目録に「顯基中納言、出家受學真言語第十六」とあるが、表題・本文を欠いている。いずれも、『宇治大納言物語』を基本依拠資料とした『今昔物語集』が別資料からの採話を図つたものか。

なお、『宇治拾遺物語』では隆国の子の鳥羽僧正覺猷・陸奥前司国俊の話題は第三七段に採録されている。ただ、国俊を覺猷の「甥」としているので、『宇治拾遺物語』の採話は隆国の系脈から遠い者の手になるということになろう。

5 西宮殿へ高明／也の孫、俊賢大納言の第二の男なり。……隆国の系脈についての釈。記録体文書に常套の割書系脈注記に類似し、これを訓み下して本文化した形。序の文脈は「隆国といふ人なり。」から「年高う」へと続く。

「西宮殿」は源高明。延喜一四(九一四)年生、天元五(九八二)年薨。醍醐天皇第十皇子。母は右大弁源唱女の周子。正二位左大臣大宰権帥。第宅には西宮第と高松第があり、前者をもつて西宮殿、西宮左大臣と称された(『二中歴』第十・名家歴「西宮」四条北大宮東高明公家／一本云錦小路南朱雀西」²⁶)。

『宇治拾遺物語』では、第九七段「小野宮大饗事 付西宮殿・富小路大臣等大饗事」に高明の任大臣時の大饗および西宮第庭園の景観が語られる。本章段中の小野宮大饗話題は『今昔物語集』巻第二四「小野宮大饗九条大臣得打衣語第三」に、富小路大臣大饗話題は『古事談』巻第二七四、『古事談抄』62に所見。『宇治拾遺物語』第九七段はこの二者に西宮殿大饗話題を加えて大饗譚の集成を図ったものである。また、第一六一段「上緒主得金事」(同話、『今昔』巻第二六「兵衛佐上倭主於西八条見得銀語第一三」)には、上緒主の造成地が一画を占める南北二町について、「いはゆるこの比の西の宮なり。」(『今昔物語集』同話「今ノ西ノ宮ト云所、此也。')との注釈的記事がある。これについて、新日本古典文学大系『今昔物語集五』(森正人氏校注)の当該話脚注に「西の宮の位置については諸説あるが、この造成地はどの説とも一致しない。(中略)ただし、この説話は、西の宮の主であった源高明の突然の失脚、および直後の邸宅の焼失と関連づけられて生まれ、享受されていたのではあろう。」²⁷とある。これら二話の収録と、序に隆国の系脈を祖父高明に遡って注記することとの間に関連を認めれば、序の記者と本書編述者との距離が近づくことになる。

「俊賢大納言」は源俊賢。天徳三(九五九)年生、万寿四(一一〇二七)薨。醍醐源氏。父は左大臣大宰権帥高明。母は右大臣藤原師輔の三女。正二位権大納言。寛仁三(一一〇一九)年の致仕後、任民部卿。万寿四年六月十一日出家、同十三日薨去。藤原行成・公任・齊信とともに一条天皇朝の四納言と称えられた(『二中歴』第一三・名人歴・名臣「今案、(中略)又齋信(傍記「民部卿」、公任(同「大納言」、行成(同「侍従大納言」、俊賢(同「大納言」)「謂之一條院/時之四賢」)「手、俊賢行成云々、謂之一條院時四納言云

々」)。『愚管抄』巻第四、『十訓抄』上・第一及び第四などにも)。

『古事談』では巻第一32に「四納言面々吐才学ケルヲ聞テ」と見える。²⁸「今鏡」ふじなみの中第五・苔の衣、『愚管抄』巻第四に同話(題)。ただし、『古事談』所見の他の俊賢話題では、巻第二29(俊賢)・30(俊賢卿)・31(俊賢卿)・33(俊賢卿)・70(俊賢民部卿)、巻第六51(俊賢卿)と最終官職「民部卿」もって呼称し、「大納言」とはない。序は「四納言」として賢才を称えられた俊賢を標示するために「大納言」を選んだのであろう。なお、俊賢話題は『今昔物語集』『宇治拾遺物語』のいずれにも見出せない。

6 年高うなりては、暑さをわびて、暇を申して、五月より八月までは、平等院一切経蔵の南の山際に、南泉房といふ所に、籠もり居られけり。……『今鏡』藤波の下第六・弓の音に、藤原伊通の任中納言に關わつて、「前の宰相にて、中納言になる例無きことなれど、隆国の宇治に籠もり居て、前の中納言より大納言になりたる事の、なぞらへつべき「に」よりてぞなり給ひける。」²⁹とある。隆国は五十八歳の康平四(一一〇六一)年に権中納言を辞し、六十四歳の治暦三(一一〇六七)年二月六日に権大納言に復している(『公卿補任』同年頭注、『古事談』巻第二81の分注)。

一方、平等院の造営は永承七(一一〇五二)年三月で(『扶桑略記』永承七年「今年始入末法。(中略)同(三)月廿八日癸酉。左大臣「頼通」捨宇治別業爲寺。安置佛像。初修法華三昧。号平等院。」)³⁰、一切経蔵については、「この経蔵に佛典が完備し、始めての一切経会が行われたのが、延久元(一一〇六九)年五月二十八日であった」とされる。³¹

また、南泉房については、ここで隆国が「延暦寺阿闍梨数(十人」と共に浄土教要文集『安養集』を撰集したことが知られている。

隆国は延久二（一〇七〇）年四月頃、「平等院南泉房」での『往生要集』諸本読み合わせに発起人（「張發」）として参加し（青蓮院吉水藏承安元（一一七一）年写『往生要集』奥書）、その後、同じ南泉房で『往生要集』を基幹資料とする『安養集』撰集を主催して、延久三（一〇七二）年二月以前にその業を遂げている。³²（なお、延久四（一〇七二）年に『安養集』を宋に渡した成尋阿闍梨の母は隆国の姉とされる。³³）。

この南泉房での『安養集』撰集の時期は、隆国が終生近侍した藤原頼通が閏白を辞して宇治に隠棲した頃（治暦四（一〇六八）年四月～延久六（一〇七四）年二月薨）³⁴とも重なっている。序にいう「暇を申して、五月より八月までは」に符合するのは、散位期間の康平四（一〇六一）年～治暦三（一〇六七）年より、権大納言復任の治暦三（一〇六七）年から承保元（一〇七四）年に七十一歳で致仕する間であろう（この後、承保四年六月十九日に病によって出家、七月九日に七十四歳で入滅）。

さて、こうして序のこの一文は、史実に照らして了解しようとする読者に隆国の『安養集』撰集を想起させる。しかし、この読者の想起（W・イーザーの所謂〈既成の準拠枠〉との間に〈空所〉を仕掛けるようにして、序は、以下に、そうした浄土教要文集撰集の事業の対極にあるともいえそうな、街談巷説の「昔物語」を聞き書きする隆国を語っていく。両者の位相の異なりは、たとえば『古事談』巻第五の以下のエピソード³⁵の教えるところである。

（上略）（八幡故檢校僧都成清）雖不淺其憑、母サハ逝去之後、弥失為方、籠居仁和寺辺之間、鳥羽法皇御灸治之時、アツサナグサメサセ御坐サムトテ、御前ニ祇候之人々、巡物語可仕ト、少々利口物語ナト令申之間、粟田口座主行玄、御持僧ニ祇候申云、

此物語同者仏神靈驗之事ヲ可語申云云、尤可然之由有勅定、人々皆令語申之間、重基力番ニナリテ、往事者皆人々所知トテ、此成清事夢想之次第、委令語申之間、法皇及御落涙、令隨喜御之、忽召光安件僧在所ヲ可尋之由ヲ被仰、（下略）

「利口物語」に対する「仏神靈驗之事」。序は、読者が想起する後者の聖なる時空間（『安養集』撰録の南泉房）を、前者の俗なる時空間（街談巷説聞書の南泉房）へと反転させていくのである。けれども、それはすでに「暑さをわびて」の内に用意されていたのもあって、これも右の『古事談』逸話が伝えるとおり、「アツサナグサメサセ御坐サム」折には「巡物語」の「利口物語」こそが相応しいのである（引用波線部）。

『安養集』撰録の時空間は『宇治大納言物語』著録の時空間でもあったのだ……。〈空所〉はこうして聖俗混淆の宇治の時空間を讀者に発見させていくが、興味深いのは、序のこの一文が想起させる隆国の源信『往生要集』繙読、『安養集』撰集の時空間が〈非在〉化し、思いも寄らぬ所収話題との連続性を讀者に見出ださせることだろう。冒頭第一段「道命阿闍梨於和泉式部之許読経、五條道祖神聴聞事」の話末評語。そこには「されば、はかなく、さい読みたてまつるとも、清くて読みたてまつるべきことなり。「念仏、読経、四威儀をやぶる事なかれ」と恵心の御房もいましめ給ふにこそ。」と、他ならぬ源信の「四十一箇条起請」の一つが引かれている。それは南泉房の隆国の声なのではないか……。

7 さて宇治大納言とは聞こえけり。……前文をもって隆国異名の由来とし、『宇治大納言物語』題号中の「宇治大納言」の積名を結ぶ一文。

この異名は、略注2に引いた大江親通（？）（一一五二）『七大寺

巡礼私記』（保延六（一一四〇）年の南都七大寺等巡礼記）に書名の一部として見えるほか、『今鏡』（一一七〇年）ふじなみの下第六・総合の歌に「宗俊の大納言、御母宇治の大納言隆国の女」³⁶とあり、『古事談』にも巻第一64、巻第二81に「宇治大納言隆国」と見える。しかし、隆国生存中の異名は『安養集』巻首の撰号に記載の「南泉房大納言」だった。佐藤謙三氏は「宇治の所領に最も力を入れて、此處を平等院としたのが頼通であつたので、この人が宇治殿と呼ばれてゐる。この宇治殿の恩顧を受けてゐた隆国が、宇治大納言と言はれてゐる理由はよく分らぬが、宇治殿の子といふ意味が多少はあるらしい。」とする³⁷。そうした経緯をもつ呼称が『宇治大納言物語』の享受、流通とともに定着したということなのである。そして、そのようにして既に行われていた異名「宇治大納言」を改めて積したのがこの序。その、「南泉房大納言」ならぬ「宇治大納言」の積名に着想を与えたのは、諸家の説にもあるとおり、「宇治民部卿」藤原忠文（貞観一五（八七三）年〜天曆元（九四七）年。将門の乱の折に任征東大將軍、純友の乱の折に任征西大將軍）であつただろう。『今昔物語集』巻第二九「民部卿忠文鷹、知本主語第三十四」の冒頭には次のようにある³⁸。

今昔、民部卿藤原ノ忠文ト云フ人有ケリ。此ノ人宇治ニ住ケレバ、宇治ノ民部卿トナム、世ノ人云ケル。

この「宇治ノ民部卿」忠文をめぐることは、『江談抄』に次の逸話も伝えられていた（類聚本巻第二43「忠文炎暑之時不出仕事」）³⁹。

又、忠文秋冬者勤陣直。夙夜匪懈怠。炎暑之時、請暇向宇治別業以避暑為事。或時被髮浴于宇治川云々。

略注6の一文がこの忠文の逸事のなぞりとしてあることは明らかだろう。かくして隆国は、聖なる時空間（宇治平等院）の「南泉房大

納言」から俗なる時空間（「宇治別業」）の「宇治大納言」へと変貌する。この「宇治大納言」はまた、「宇治民部卿」と同様に「被髮（紙を結わない、ざんばら）して宇治河に浴みす」⁴¹る隆国でもあつて、浴みの後（『江談抄』末尾の「云々」）には街談巷説の採取聞書きもあつたというのが、以下に続くこの序の「物語」積名の構想なのである。

8 髻を結び締めて、1、蓆を板に敷きて、2大きな打輪

を3 上中下をいはず、4 昔物語をせさせて、我は内にそ

ひ臥して、語るにしたがひて大きな双紙に書かれけり。……以下、略注9とともに、『宇治大納言物語』題号中の「物語」についての積名。古本系諸本の空格（1〜4）は虫損等ではなく、吉田幸一氏の見解（「惟うに、これは故意に拵えたのであつて、読者がこの部分にクイズ的思考をはたらかせて解説するよう仕組んだのではないだろうか。」）⁴²がひろく支持されている。万治二年板本はそれぞれに以下を補っている。

空格1―おかしげなる姿にて（龍門文庫本、細字補入、傍書「板本」）
 空格2―すゞみぬはべりて（竜門文庫本、細字補入）
 空格3―もてあふかせなどして往来の者（竜門文庫本、細字補入）
 空格4―よびあつめ（竜門文庫本、細字補入）

※「上中下」―「上下」（古活字本）、「たかきいやしき」（万治二年板本、龍門文庫本「上中下」二細字傍書）

略注7でも見たとおり、この記事は「宇治民部卿」藤原忠文の逸事にある「或時被髮浴于宇治川云々」に想を得て新たに構想された「物語」と考えられ、「髻を結び締めて」「蓆を板に敷きて」「大きな打輪を」はすべて「浴み」後の情景にかかわっている。したがって、空格の「クイズ」はこれに則した補填を求めるもので、さら

にそれは、読者が「宇治民部卿」逸事を想起、活用することができ
るかどうかを試すものでもあったのだろう。

「上中下をいはず、4昔物語をせさせて、我は内にそひ臥し
て、語るにしたがひて大きな双紙に書かれけり。」は『富家語』
応保元（一一六一）年の次の記事（127）⁴³に類比的である。

仰云、小野殿ハ大炊御門面ニハ波多板ヲ立テ穴ヲアケタル所アリ
ケリ。ソレニ菓子ナトヲオカセ給ケレハ、京童部集テ天下事ヲ語
申ケリ、其中名事共聞食ケリ。

これによれば、空格4は「菓子」ならぬ、宇治に因む、あるいは隆
国に相応しい禄の給与を読む者に案じさせる「クイズ」でもあつた
だろうか。それはともかく、ここで話題にされる街談巷説の「天下
事」の聴取は、漢土以来、政教的意義を担うものだった（『漢書』
第三〇巻藝文志、「小説家者流、蓋出於稗官」補注「如淳曰、（中
略）街談巷説、其細碎之言也、王者欲知閭巷風俗故、立稗官使称説
之。」⁴⁴）。藤原忠実の語る藤原実頼の行状はその例である。一方、
隆国の聞き書きしたのは街談巷説の「昔物語」。それは避暑消閑打聞
逸興の沙汰であつて、世情観察の「稗官」の業ではなかつた。序は
「物語」の積名をこう説いて、『宇治大納言物語』、ひいてはこれ
を引き継ぐ『宇治拾遺物語』の世界を枠付けていくのである。

なお、末尾の「語るにしたがひて大きな双紙に書かれけり。」
によれば、『宇治大納言物語』は語らせた「昔物語」を書き出した
「打聞」（聞いたままを書き付けた書。『枕草子』「うれしきもの」
章段「また傳の殿の御母上とこそは」章段、また『打聞集』など）
であつて、しかも、予め装丁済みの「大きな双紙」に順次筆記し
て成ったテキストであることになる。享受史のなかでは「宇治縣亞相
巧語」（『古今著聞集』序）とされ、また、「今でも落語家の間では、

宇治大納言といふ人が落語の先祖だと言はれてゐる。江戸時代の落
語中興の祖と稱せられる烏亭焉馬（文政五／年歿）は、落語の初に
必ず宇治拾遺物語の中の話を一席辯じて、この大納言に敬意を表し
たそうである。宇治大納言が何で落語の先祖かといふと、この人が
宇治拾遺物語といふ説話集を作つたからだ、との理由かららしい。⁴⁵
ともあるが、序がその立場（隆国による語り直し、編述）を採つ
ていない点、『宇治大納言物語』と『宇治拾遺物語』との異なりを
考える上で、注意が必要だろう（略注15、参照）。

9 天竺の事もあり、大唐の事もあり、日本の事もあり。それが内に、
たふとき事もあり、おかしき事もあり、おそろしき事もあり、あは
れなる事もあり、きたなき事もあり。少々は、空物語もあり。利口
なる事もあり。さまざま様くなり。……題号中の「物語」積名と
して、序者披見の『宇治大納言物語』話題内容を解説したもの（略
注提出本文6／8と異なり、文末が「あり」「なり」となっている）。
これについては島津氏に、

「宇治大納言物語」の内容を語っているところで、それが『今昔』
のような組織だったものではなく、『宇治拾遺』や『古本説話』
に近い雑纂形式のものであることが想像される。それはそのまま
『宇治拾遺』の意図するものを示していると見られ、「宇治大納
言物語」の内容について語りながら、実は『宇治拾遺』の性格を
はつきり述べていると思うのである。⁴⁶
の発言がある。

「天竺の事もあり、大唐の事もあり、日本の事もあり。」はいわ
ゆる三国意識⁴⁷に関わるが、『今昔物語集』が「本朝」とするこ
ろを「日本」としている点には世界像の種差を認めてよいのかも知
れない。⁴⁸

「それが内に」以下については『源氏物語玉の小櫛』一の巻「すべての物語書の事」の以下の記事⁴⁹が参考になろう。

さてもろく／＼の物語のさま、おの／＼すこしづ／＼かはりて、さまざま／＼なれども、いづれも、昔のよに有し事を、かたるよしにて、あるはいさ／＼かかたち有し事を、よりどころにして、つくりかへてもかき、あるは其名をかくしもし、かへもしてかき、あるはみながら作りもし、又まれには、有しことを、そのま／＼に書るも有て、やう／＼なる中に、まづ多くはつくりたるもの也、さてそはいかなる趣なる物にて、何のためによむものぞといふに、大かた物がたりは、世の中に有りとある、よき事あしき事、めづらしきことをかきしこと、おもしろき事あはれなる事などのさま／＼を、書あらはして、そのさまを、繪にもかきまじへなどして、つれ／＼なるほどの、もてあそびにし、又は心のむすば／＼れて、物おもはしきをりなどの、なぐさめにもし、世の中のあるやうをも心得て、ものあはれをもしるものなり、

『源氏物語』蛸帖の物語論と『宇治拾遺物語』序とを縫り合わせたかのごとき宣長の物語論は、それ故に『宇治大納言物語』並びに『宇治拾遺物語』の方法と作意を言い当てているようである。

なお、「おかしき事もありおそろしき事もあり」は古活字本、万治二年板本になく、書陵部本は末尾の「様／＼」を欠く。

10 世の人これを興じ見る。……隆国筆録「打聞」（『宇治大納言物語』）について、同時代の反響を紹介した一文。「興じ」は略注9に紹介される話題内容に応じた反応ということであろう。「これは略注8本文にある「大きな双紙」の現物（正本）か。「見る」には「読む」の意も含まれていよう。『中外抄』下巻31には、『今昔物語集』巻十九「西京仕鷹者、見夢出家語第八」の同話かと思ら

れる話題にかかわって、その享受様態を伝える次の記事がある。⁵⁰

久安六（一一五〇）年八月廿日。仰云、近日小鷹狩之盛也、我幼少時二面白くみしく覚えし事也、十三四歳程は、さかりに好きツミノアリシヲテニスヘテ、此下絵林ト云所ニ遊テ鳥ニ合テ見程ニ鶯ノ二出来テすけ立て、事外ニ高クソリタリシニ、鶯近ナリテチカヒテ飛下テ、我笠上ニ居タリシ、あはれニ覚キ。其後、大納言物語を女房の読シヲ聞シカハ、鷹好者雉ニ成テ、鷹ニ恐タル由ヲ聞シカハ、朝ニ起皆放テ。其後敢不好。

忠実の十三、四歳は正本出来のほぼ二十年後。転写伝写による急速な流通を通じて、享受は物語音読聴取の場にも及んでいた。

11 十四帖なり。……『宇治大納言物語』解題の結び。「なり」の断定で結ばれるところによれば、序者披見の『宇治大納言物語』（原本の写本）によるか。万治二年板本は「十五」（龍門文庫本は「四」に「五」の傍書）。『宇治拾遺物語』の古本系諸本は上下二冊、古活字本は八巻八冊、万治二年板本は十五冊。

12 その正本は、伝はりて、侍従俊貞といひし人のもとにぞありける。いかになりにけるにか。……略注13とともに、解題に付された受容史解説。ここは『宇治大納言物語』原本（「大きな双紙」）の伝来情報。この序の書かれた時点では所在不明、という。二文とも「けり」で結ばれているので、いずれも過去の、確認のない情報である。

「侍従俊貞」は隆国の玄孫「俊定」（隆国―俊明―俊俊―俊雅―俊定「右少弁」、父俊雅の母は久安五（一一四九）年卒）とするのが通説⁵¹。ただ、『宇治拾遺物語』成立期から遠く遡ることにはなるが、『宇治拾遺物語』第四段「伴大納言事」が依拠したと見られる『江談抄』第三七「伴大納言本縁事」の末尾に⁵²、

此事祖父所被伝語也。又其後二広俊父ノ俊貞モ彼國ノ住人語リシ

ナリトテ語りキト云々。

として出る「俊貞」もいる。大江匡房（長久二（一〇四一）年〜天永二（一一一〇）年）祖父の挙周は永承元（一一〇四）年の卒。広俊が中原氏とすれば、⁵³天承元（一一三一）年に七十歳で存命⁵⁴というから康平六（一一六三）年の生まれ。その「父」の「俊貞」は伝不詳だが、序にいう隆国「昔物語」採集期（治暦三（一一〇六七）年〜承保元（一一七四）年）以降の存命を推せば、「彼国ノ住人語りシナリトテ語りキ」と街談巷説に関心を寄せたこの「俊貞」が、隆国自書「打聞」の「正本」を手にした可能性もなくはない。

13 後に、さかしき人々書き入れたる間、物語多くなれり。大納言より後の事、書き入れたる本もあるにこそ。……ここからは文末が「けり」ではなく「り」に変わる。序者の時代へと続く時期の「確実な事実」⁵⁵として『宇治大納言物語』のその後が語られるのである。

「正本」はやがて所在不明となるが、伝写本は世に流布した。そして、数次の書写の間に、増補（「書き入れ」）が繰り返された。増補版なので、それらは「大納言より後の事」を含みつつも『宇治大納言物語』の題号を踏襲した。⁵⁶その総体が序の冒頭にあつた「世に宇治大納言物語といふもの」である。

ところで、ここにいる「書き入れ」は、多くの説話集がそうであるように、具体的には隆国聞書き「打聞」にあつた話題の類話、話題中の人名や地名あるいは逸事の関連話題を書き添える増補だったのであろう。そうだとすれば、『宇治大納言物語』はそれを通じて「打聞」から話題相互に連関を保つ編述書へと、いくらかの変貌を遂げたことになる。増補は語られたままの「昔物語」の筆録集を話題連纂の「昔物語」集に変える。また、増補話題は増補者によつて書かれるが、その中で、語られた「昔物語」も書写の間に書かれた

「昔物語」へと変質していっただろう。⁵⁷そのようにして、増補版のそれぞれは、それぞれの「さかしき人」「巧語」の物語集テキストになった、とおぼしい。けれども、見たとおり、それらは題号を変えることなく『宇治大納言物語』の名を名告った。諸書引用の「宇治大納言物語」はそうしたバリエーションのいずれかなのだろうが、その間に、「宇治大納言」聞書きの物語は「宇治縣亞相巧語」（『古今著聞集』序）の物語と見なされていくことになる。

14 さるほどに、今の世に、又、物語書き入れたる、出で来たり。

……「今の世」は序者の時代。その現在に、また改めて増補版が出来たという。この一文以降は『宇治拾遺物語』の解説。「出で来たり」は客観的事実を標示する趣の語り口である。自著への言及の仕方としてはやや異例であり、その判断にかかわって、序を『宇治拾遺物語』編述者韜晦もしくは後人偽作の「自序」とするか、他撰の序とするか、意見が分かれる。

15 大納言の物語に洩れたるを拾ひ集め、又、その後の事など書き集めたるなるべし。……『宇治拾遺物語』編述の方法についての解説。

「拾ふ」は『宇治大納言物語』の隆国の方法、「書く」は増補版加筆者の方法である。『宇治拾遺物語』は両者の方法の継承をもつて成った、という。ただし、文末は推量の「べし」で結ばれていて、この解説も「自序」、後人序のいずれとも解しうる。

16 名を宇治拾遺の物語といふ。……新たに「今の世」に「出来」した増補版について、その題号を標示した一文。注意されるのは、この新増補版が前代の増補版（題号『宇治大納言物語』）と異なり、新たに『宇治拾遺の物語』と名付けられている点である。それは、『宇治大納言物語』の増補版ではなく別作品なのだ、との名告りのようでもある。新題号を標榜するのは、それが類話や関連話題の「書

き入れ」ではなく、「大納言の物語（『宇治大納言物語』）に洩れたるを拾ひ集め」、「その後の事など書き集め」る新規事業をもって成ったテキストだから。『宇治拾遺の物語』は「語るにしたがひて」筆録した「打聞」でも、また、関連話題の書記編入増補版でもなく、街談巷説の再蒐集、近現代話題の取材筆記をもって成り、それらを組み込みつつ原『宇治大納言物語』を解体再編集した著作だった、というのが新題号の言い分なのだろう⁵⁸。もしそうならば、『宇治拾遺物語』における増補（略注14「書き入れ」）は、前代簇生の増補版への増補⁵⁹ではなく、原本伝写本からの改編増補ということにもなりそうだ。

17 宇治に遺れるを拾ふと付けたるにや。又、侍従を拾遺といへば、侍従大納言侍るをまなびて **5** といふ事、知りがたし。 **6** にや。おぼつかなし。……『宇治拾遺の物語』題号中の「宇治拾遺」
積名。二説が掲げられるが、それぞれは「にや」「しりがたし」「おぼつかなし」と結ばれ、ここでも略注15と同様に所説の断定が保留されている。

題義積名の第一「宇治に遺れるを拾ふと付けたる」の「宇治」は地名。すなわち、「宇治大納言」隆国ではなく、隆国の「昔物語」聴取の場所としての「宇治」を取り立てている。「遺れるを拾ふ」は「拾遺」を漢語と見て書き下した解。略注14の「大納言の物語に洩れたるを拾ひ集め」に対応し、『宇治大納言物語』生成空間での新規「昔物語」蒐集を題号に読み取る積名となつている。

積名第二「侍従を拾遺といへば、侍従大納言侍るをまなび」は、「拾遺」を官職「侍従」の唐名とし、藤原行成などの「侍従」「大納言」兼帯例（『中外抄』下22「侍従の大納言」（行成）、『古事談』第二臣節34「侍従大納言行成」、等）を念頭に描いて、題号語彙構

成を同じくする「宇治大納言の物語」「宇治拾遺の物語」に標示される編述者「宇治大納言」と「宇治拾遺」との関係付けを図つた解。略注14の「その後の事など書き集め」に対応し、増補改編のテキスト生成の時間軸（「侍従大納言」||原著編述者「大納言」+改編増補編述者「侍従」）に即した題号解釈を唱えたものであろう。

なお、空格5・6は万治二年板本にはなく、積名第二説以下は、「又侍従を拾遺といへば宇治拾遺物がたりといへるにや。差別しりがたし、おぼつかなし。」とある。「差別」は二説の当否判断に ついてのことで、積名解説の文脈に即した空格解釈をもって本文改竄に及んだものであろう。

他方、この空格を、上文に続けて編述者「宇治拾遺」（||「宇治侍従」）の積名を試みようとしたものと考えられることもできる。たとえ、

5 || 付けたるにや。宇治侍従、誰といふ事、知りがたし。

6 || 侍従基にや。おぼつかなし。

空格化はこれを断念したものの。編述者未詳の言明を回避したものとごとくだが、それを臚化と見れば、序をめぐる議論は擬作説に傾くことになる。

18 宇治拾遺物語 第一 [抄出之次第不同也] ……卷首題及びその

下に記された細字注記。「第一」とあるが、本文中に「第二」以下の巻首題はない。これについては小内一明氏に次の指摘がある⁶⁰。

現存「宇治拾遺物語」は序に続けて、総じて改頁し、内題に一行あてている。「宇治拾遺物語第一抄出之次第不同也」。内題の下に「抄出」の語がみえる。これは古本・流布本を問わずすべての写本類（印本の写は別）にみられるものであるから、当然現「宇治拾遺物語」の原型本文を伝えるものであり、しかもそれに「抄

「書」とはなく、はつきりと「抄出」と記している。「抄書」といえば「書きもの」の意であろうが、「抄出」はあくまでも「抜き出す」所に意味上の力点があるろう。現「宇治拾遺物語」は先行説話集から説話をぬき出し集めたものであることをみずから語っているのである。

さらに、

なお現「宇治拾遺物語」は内題の下に「第一」と記す。これも原型本文を伝えるものであるが、この「第一」もおそらく大部の「宇治拾遺物語」の「第一」を伝えるものであり、以下「第二」……が存在しないのも「抄出之次第不同」となり、「第二」「第三」を記す意味を失ったからであろう。

とも述べている。⁶¹従うべきであろう。

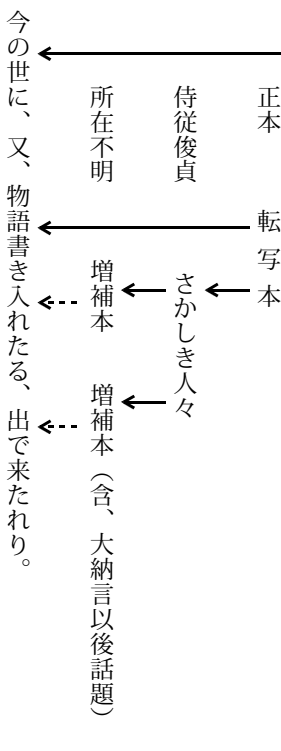
ただし、氏は、序も先行する「大部の「宇治拾遺物語」」（原略注15）に見たように、序における『宇治拾遺物語』解説はすべて題号からの推測によるもので、しかも『宇治大納言物語』解説にはあつた巻冊情報もない。もし原『宇治拾遺物語』に序があつたのであれば、その内容は今少し断定的で詳細なものになつたのではないか。それ故、原『宇治拾遺物語』の序とはなしがたい。むしろ、我々が目にする推測を基調とする序の解説は、序のないテキストへの言及というのがふさわしい。序は、その序をもたない原『宇治拾遺物語』に『宇治拾遺物語』が新たに与えたものとすべきだろう。

ところで、序はこうして巻首題号に掲げた原『宇治拾遺物語』の来歴を『宇治大納言物語』に遡って解説するが、自著への言及のないその序の在り方は、序なるものをめぐる読者の理解との齟齬を来すものだろう。既成の準拠枠の逸脱——〈空所〉がここに来る。

【構造】

世に、宇治大納言物語といふものあり。

正本 転写本
 《釈名》「大納言」／「宇治大納言」／「物語」
 世の人これを興じ見る。十四帖なり。
 けり



【原】宇治拾遺物語(巻首題号)

《釈名》「宇治」「拾遺」／「宇治拾遺」
 「宇治」「拾遺」
 (1) 「宇治」(地名) + 「拾遺」(遺を拾ふ)
 (2) 「宇治」(大納言) + 「拾遺」(侍従)
 「宇治拾遺」(編述者) 〓 知りがたし。おぼつかなし。

【現】宇治拾遺物語

正本 転写本
 抄出之次第不同

【解説】一序の〈空所〉

かくして、『宇治拾遺物語』に付された序は、巻首題に掲げられた題号、原『宇治拾遺物語』に向けた言述だった。そのことは、この序が自序であることを明かす。なぜなら、「抄出」者（＝編述者）以外には被「抄出」書に言及する必要がないからである。また、校訂本文の揭示に先だつて述べたように、この序は古本系諸本で丁裏・丁表の見開き二面に記され、巻首がその丁裏に続く。これが原本以来のものであれば、それは序を巻首（「宇治拾遺物語 第一 抄出之次第不同也」）への連続の中で読ませる仕掛けであつて、これも編述者以外には企みえないことであろう。加えて、略注でも記したように、序と現『宇治拾遺物語』の間には連絡を窺わせる点もいくつかあつた（略注4 〈『宇治拾遺物語』を隆国筆録「打聞」の増補改編書とする序の言明に即した、現『宇治拾遺物語』における依拠文献『古事談』収録隆国譚の不採択〉、略注5 〈序に出る「西宮殿」高明に関する話題の採録〉、略注6 〈序が踏まえる南泉房大納言隆国の『往生要集』繙読及び『安養集』撰録話題と第一段中の「恵心の御房」との連絡〉）。

こうして序は自序である。しかし、この自序の記者、すなわち現『宇治拾遺物語』の編述者は自らの名を明かさない。したがつて“擬作”自序説は残る。けれども、後人他撰説、後人“偽作”説はいずれも却けられることになる。

*

さて、本稿は、『宇治拾遺物語』におけるW・イーザーのいわゆる〈空所〉（＝「テキストと読者の相互作用」の発現する場所）について考察することを目的としているが、この〈空所〉を読者のもつ既成の準拠枠が破られる箇所と捉えれば、『宇治拾遺物語』の多くの章段にそうした〈空所〉を見出だすことができる。序についていえば、略

注18末尾で指摘しておいたように、現『宇治拾遺物語』ではなく原『宇治拾遺物語』の来歴が『宇治大納言物語』に遡つて語られるところ、さらに、原『宇治拾遺物語』が巻首題に掲げられていること、そしてそこに添えられた「抄出之次第不同也」、その全てが、読者の序をめぐる準拠枠を逸脱し、準拠枠を破り、「テキストと読者の相互作用」を引き起こす契機、すなわち〈空所〉となつている。そのことは序をめぐる先行論の多さにも確かめられることだが、この〈空所〉が読者をいかなる“読み”に誘い、どのようなテキスト像を描かせることになるのか、あらためていくらかの考察を加えておきたい。

なお、〈空所〉の認定について一言すれば、これまで【略注】で取り上げた箇所は、注解したとおり、本文および既成の準拠枠で説明できるので、〈空所〉ではない。また、略注6で、隆国『安養集』撰集の聖なる時間を想起させながら、それを「昔物語」採集の俗事の時間として語る序について、読者の準拠枠を逸脱する〈空所〉かとしたが、その街談巷説の俗事への関心も、次の『古事談』諸譚が伝える隆国像を準拠枠にもつ読者にとつてはいかにもありそうなことであり、一瞬生じた〈空所〉はそれらの想起をもつて雲散霧消してしまうだろう。

○巻第一42 藤原齊信の失錯を記した行成の扇を自らの扇に取り替え、披露多間に及ぶ。

○巻第一54 蔵人頭として後一条院御装束に奉仕の際、毎時御玉莖を採つて冠を打ち落とされ髻を解いたまま祇候。

○巻第一64 冒頭に「宇治大納言隆国ハ、後冷泉院在位之間、誇朝恩無式之故、奉為東宮、於事頗在奇恠事等云云」。

○巻第二62 頼通のもとに小馬に騎馬して出入、小馬を足駄と称して興言利口を巧む。

『古事談』には、

○巻第五6 後三条朝の延久二(一〇七〇)年に始まる石清水八幡宮放生会の行幸儀式で上卿勤仕。

の記事もある。隆国を聖俗、公私の世界を自在に、したたかに往還しつつ清濁あわせ呑んで興ずる人とする理解はすにあり、⁶⁵『古事談』隆国譚の採録を控えた『宇治拾遺物語』だったが、序の物語は『古事談』が伝えるそうした隆国像を準拠枠として忍ばせていたわけである。

これらに対して、序は、序なるものをめぐりいかなる準拠枠からも外れ、読者の“読み”を宙吊りにする。すなわち、〈空所〉と評するほかはない代物なのである。

こうした〈空所〉がいかなる“読み”に読者を誘うのか。まずは出現の順序にしたがい、序者が自らの編述書たる現『宇治拾遺物語』をさて置いて、『宇治大納言物語』から原『宇治拾遺物語』に至る系譜を語っている点をとりあげよう。

序が『宇治大納言物語』の解題から筆を起こすのは、これを自らの『宇治拾遺物語』の源流をなすと認めてのことであろう。しかし、手もとには序のない隆国筆録「打聞」の『宇治大納言物語』の転写本があるばかり(略注2、3、11)。そこで、解題は、法会釈経開題に倣い、題号と作品内容をもつてする「大納言」「宇治大納言」「物語」の積名として構想される(略注3、11)。そしてその間に、「宇治大納言の物語」生成の新たな「物語」が隆国の南泉房逸事、「宇治」に因む「宇治民部卿」逸聞の変奏を通じて案じられていく(略注6、8)。それらの物語は「けり」で結ばれているので、世上流布の隆国譚に依拠したとも考えられるが、そうした所伝は他に見つかっていない。伝聞を装った創作を考えるのが順当なところだろう。この創作物語は、『宇治拾遺物語』の源流としての「宇治大納言の物語」の始原を語るもの。序者の企フシヤケ図はその神話創造にあったのであろう(以後、『宇

治大納言物語』はこの創成神話のもとで語られていくことになる)。

積名開題に続くのは『宇治拾遺物語』出現の前史としての『宇治大納言物語』の受容史(12・13)。序は、正本の所在不明を語って「打聞」原態の喪失を告げ、その「打聞」に代わる書かれた転写本、「書き入れ」増補本が「世に宇治大納言物語といふもの」(略注1)だと、その正体と明かす。そこで語られようとしているのは、始原『宇治大納言物語』からの“語り”の変貌、口述のモノガタリから書記のモノガタリへの変位にほかならない。また、「さかしき人」の「書き入れ」は、複数話者「昔物語」の随時聴取筆録書を書記者による話題連纂の編述書へと変えていく。それは『宇治拾遺物語』へと続く言述の姿でもあつて、簇生する増補『宇治大納言物語』の拓いた書記のモノガタリ、話題連纂の編述行為が、『宇治拾遺物語』の新たな源流として示されるのである(略注12・13)。

そして『宇治拾遺物語』。「宇治大納言の物語」から「宇治拾遺の物語」へと題号を改めたこのテキストは、「語るにしたがひて」筆録する「打聞」の方法と関連話題を書記編入する増補版の方法を二つながらに継承した、という(略注15)。そして、街談巷説の聴取再蒐集、近現代話題の取材筆記の新規事業をもつて話題の増補を図り、それらを組み込みつつ原『宇治大納言物語』を解体再編集した著作が、原『宇治拾遺物語』だった(略注16)。

こうしてみると、序は、『宇治大納言物語』を源流とする“語り”が書記、編述へと転回するなか、口述のモノガタリと書記のモノガタリの書記再統合、始原テキスト(『宇治大納言物語』)の増補解体再編集を果たした原『宇治拾遺物語』を説いて当該ジャンルの形成史を辿り直し、もつてその「抄出」書たる現『宇治拾遺物語』の来歴を明らかにしたもの、ということになりそうだ。準拠枠を破る〈空所〉が

宙吊りの読者に再読を促して発見させるのは、「打聞」を超克して成った新たな物語ジャンルの創成を、序の「物語」によって宣言するテキストの姿である。その時、このテキストの読書はこの宣言の確認へと向かうことになるだろう。

〈空所〉の二つ目は、原『宇治拾遺物語』の題号が巻首に標示されている点。序の解題の簡略さ曖昧さから見て、このテキストは編述者の手元にはなかったとおぼしい。また、この原『宇治拾遺物語』を『本朝書籍目録』（建治三（一一七七）年～永仁二（一一九四）年成立説、室町期成立説）の「宇治拾遺物語 二十卷 源隆国」記事に関連づける説もあるが、この記事自体が序の影響下にあるものとも考えられ、実際に存在したかどうかの判断はむづかしい⁶⁴。しかし、ここで重要なのは、この巻首題が言明としてあることだろう。序に説いた新たな物語ジャンルのテキストは、題義や編述者名は序を欠いていて不分明ながら、確かにある、そしてそれは我が手元にあるのだ、というわけだ。実否判断の手立て（「準拠抄」）をもたぬ読者は、この〈空所〉を前にして、その言明を受け入れるほかはなく、巻首題に続くテキストの読書を通じて、始原テキスト（『宇治大納言物語』）の超克を果たしたと序がいう原『宇治拾遺物語』の像を窺うところへと向かうことになるろう。

そうした読者の前に差し出されるのが「抄出之次第不同也」の新たな言明。巻首題とこれに続く物語テキストとの間に懸隔を作り出すこの添え書きは、巻首題テキスト創成の経緯を語る序との不連続をも生んで、読者を新たな〈空所〉に陥れる。「抄出」としてある眼前のテキストは序にいう原『宇治拾遺物語』の略本だ。しかも「次第不同」。それは序の宣言した、「打聞」を超克して新たに成った物語ジャンルの像を伝えているのか。

序と巻首題に言挙げした原『宇治拾遺物語』を消去するかのときこの添え書きは、しかしそれ故に、読者を原『宇治大納言物語』とも、増補版『宇治大納言物語』とも、そして原『宇治拾遺物語』とも異なる現『宇治拾遺物語』のテキストの位相を読者に開示するものと見るべきだろう。「抄出」はそれら先行テキストに採録されていた話題の削除をも意味する。増補に増補を重ねた『宇治大納言物語』は、この削除、抄出をもって解体され、新たなテキストとして織り直されたのである。「次第不同」は編述にかかわるが、これも新たな話題連纂の織り上げを意味していよう。

「抄出之次第不同也。」——この一文が創り出す〈空所〉は、新たな「抄出」（話題）と「次第」（編述）に興ずる読書へと読者を誘う。

思うに、序の宣言した新たな物語ジャンルの創成は、我々の手にしている『宇治拾遺物語』においてこそ志向されたことだったのである。〈空所〉はそうした志向を読者と共有するための用意でもあっただろうか。序の「物語」に原『宇治拾遺物語』出来の経緯を辿りつつ、「打聞」からの超克と「語り」の開拓（口述のモノガタリ↓書記のモノガタリ、話題連纂↓口述／書記モノガタリの書記再統合、編述）を示してジャンル創成の来歴を語りながら、その原『宇治拾遺物語』をも「抄出」「次第不同」をもって解体したとして、『宇治拾遺物語』は原『宇治拾遺物語』へと至る『宇治大納言物語』の系譜との訣別を告げる。すべては現『宇治拾遺物語』から始まる、という次第なのだ。『宇治拾遺物語』序をめぐる〈空所〉がそこでの「テキストと読者の相互作用」を通じて促していたのは、この始まりの「物語」の共有と、その「物語」への読者の参加だろう⁶⁶。この参加は、もちろん、各章段の〈空所〉での「テキストと読者の相互作用」を要件とする。その具体は次稿以降、順次提示していくこととしたい。

注

- 1 小論「説話研究の現在」(『国文学・解釈と教材の研究』學燈社、一九九五・一〇)。
- 2 小論「宇治拾遺物語―表現性とその位相―」(『文芸と思想』一九九一・二)。
- 3 新日本古典文学大系42『宇治拾遺物語・古本説話集』(岩波書店、一九九〇・一一)。「宇治拾遺物語」の校注者は三木紀人氏・浅見和彦氏。
- 4 新編日本古典文学全集50『宇治拾遺物語』(小学館、一九九六・七)。校注・訳者は小林保治氏、増古和子氏。
- 5 本稿では、「表現性」の語を修辞技法的側面、表現内容やその意味性、社会的思想的文化的位相等ではなく、「語る」行為(『言述』)の様態あるいは意義、位相などを批評するための語として用いている。小著『言述論』、『説話集論』(笠間書院、二〇〇三・五)、参照。
- 6 川端善明氏『遠いむかしのふしぎな話 宇治拾遺ものがたり』(岩波少年文庫313、岩波書店、一九九五・九)、伊東玉美氏『宇治拾遺物語のたのしみ方』(新典社選書35、新典社、二〇二〇・八)、町田康氏『宇治拾遺物語』(池澤夏樹『個人編集』『日本文学全集』08、河出書房新社、二〇一五・九)、伊東玉美氏編『宇治拾遺物語』(ビギナーズ・クラシックス日本の古典、角川ソフィア文庫、KADOKAWA、二〇一七・九)。
- 7 w・イーザー『行為としての読書―美的作用の理論』(一九七六。岩波現代戦書68、巒田収訳、岩波書店、一九八二・三)。
- 8 島津忠夫氏「宇治拾遺物語の序文」(『中世文学』28、一九八三・一〇)など。「擬作」は中村幸彦氏「擬作論」(『今井源衛教授退官記念 文学論叢』一九八二・六)に拠る語で、「著者に擬したその人の作ではなく、はっきりと当時の人が見れば誰が著者かわかるような点をあえて記し、一つの逸興とした」(島津氏論文、5頁)趣向をいう。
- 9 日本古典文学大系27『宇治拾遺物語』補注一(渡邊綱也氏・西尾光一校注、岩波書店、一九六〇・五)、吉田幸一氏「宇治拾遺物語」序文僞撰考」(私家版古典聚英3『宇治大納言物語』(伊達本)上)「書誌・論考」三、古典文庫、一九八五・三)など。
- 10 宮内庁書陵部本、同。竜門文庫本は「序」と「巻首」の間に丁裏丁表の二面を遊びとし、伊達家旧蔵本は「序」を五丁裏く六丁裏に記し七丁裏を「巻首」としている。いずれも下冊は丁表から始まる。
- 11 佐藤晃氏は「読みを示唆するもの―『宇治拾遺物語』の序文・冒頭話、および目録」(『弘前大学国語国文学』12、一九九〇・三)のなかで、「『宇治拾遺』の序文は、この作品について述べた序であると同時に、それ自体が語り伝えられた説話となつて、冒頭話の前に置かれているのである。」(20頁)「作品はすでに始まっているのだ。冒頭第一話の前であつて、作品全体についての叙述からなり、それ自体一つの説話であるところの序文。いささか銜つた言い方をしてみるならば、これは、『宇治拾遺物語』第零話といえるのではないだろうか。」(21頁)と述べている。
- 12 注8島津氏論文、2頁。
- 13 引用は藤田經世氏『校刊美術史料 寺院篇上巻』(中央公論美術出版、一九七二・三)による。52頁。
- 14 引用は新日本古典文学大系32『江談抄・中外抄・富家語』(『中外抄』山根對助氏・池上海一氏校注、岩波書店、一九九七・六)による。567～568頁。
- 15 引用は『續群書類従』第三二輯下・雑部・巻第九五二『康頼寶物集』(続群書類従完成会、一九二四・八)による。220頁。
- 16 引用は、新日本古典文学大系40『宝物集・閑居友・比良山古人靈託』(『宝物集』小泉弘氏・山田昭全氏校注、岩波書店、一九九三・一一)による。5頁。
- 17 引用は佐佐木信綱氏編『日本歌学大系』第参卷(風間書房、一九五六・一一二)による。114頁。

- 18 片寄正義氏『今昔物語集の研究(上)』第二章第一節「今昔物語集の題号を論じ散佚宇治大納言物語に及ぶ」(三省堂、一九四三)、参照。
- 19 引用は日本古典文学大系84『古今著聞集』(永積安明氏・島田勇雄氏校注、岩波書店、一九六六・三)による。47頁。
- 20 中世の文学『雑談集』(山田昭全氏・三木紀人氏校注、三弥井書店、一九七三・九)、290頁。
- 21 牧野和夫氏『扶桑蒙求私注』を通して見た一、二の問題―「宇治記」佚文のこと―(『中世文学』30、一九八五・五。同氏『中世の説話と学問』(和泉書院、一九九一・一一)収載)。
- 22 引用は『本居宣長全集』第四卷(筑摩書房、一九六九・一〇)による。174頁。
- 23 梯信暁氏『安養集』の研究(同氏著『宇治大納言/源隆国編』安養集本文と研究)所収、百華苑、一九九三・四)。
- 24 佐藤謙三氏「宇治大納言隆国」(『國學院雜誌』四五・五、一九三九・五。同氏『平安時代文学の研究』角川書店、一九八二・六、収録)。
- 25 新訂増補国史大系12『扶桑略記・帝王編年記』(黒板勝美・国史大系編修会編、吉川弘文館、一九三二・五)309頁。
- 26 『二中歴』の引用は国立国会図書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndjp/pid/2561056?ocOpen=1>)に拠った。以下同。
- 27 新日本古典文学大系37『今昔物語集五』(森正人氏校注、岩波書店、一九九六・一)60頁。本文引用も同書、同頁による。
- 28 引用は新日本古典文学大系41『古事談・続古事談』川端善明氏・荒木浩氏校注、岩波書店、二〇〇五・一一)による。46頁。本話題については同書45頁脚注一五、および海野泰男氏『今鏡全釈 上』(福武書店、一九八二・三)560〜566頁、参照。
- 29 引用は、海野泰男氏『今鏡全釈 下』(福武書店、一九八三・七)による。
- 40頁。
- 30 注25『扶桑略記・帝王編年記』、292頁。
- 31 注23梯氏著書、552頁。『扶桑略記』延久元年条「五月廿八日甲子、前太政大臣「頼通」於平等院始行一切經會。」(注25、307頁)。
- 32 注23梯氏著書、547〜562頁。
- 33 玉井幸助氏「成尋阿闍梨の家系」(『文学』十一7、一九四三・七)。
- 34 『公卿補任』治暦四年条。
- 35 注28『古事談・続古事談』447頁。同書「少々利口の物語など申さしむる間」の脚注一に「笑い話も少しは混じった。宇治拾遺物語・序に「少々は空物語もあり、利口なる事もあり」」の注記がある。444頁。
- 36 注29海野氏著書、8頁。
- 37 注24佐藤氏論文。41頁。
- 38 注24佐藤氏論文、40頁。
- 39 引用は注27上掲書による。372頁。同話を収める『江談抄』第三22(類聚本)にこの記事はない(醍醐寺本・前田家本、同)。
- 40 注14による(『江談抄』山根對助氏・後藤昭雄氏校注)。492頁。醍醐寺本、前田家本、ほぼ同文(「匪懈怠」―「匪懈」)。
- 41 引用は注40の釈文および脚注による。58頁。
- 42 注9古田氏論文。27頁。
- 43 引用は注14による(『富家語』山根對助氏・池上海一氏校注)。582頁。本段の「小野宮」は藤原実頼のことだが、同話を引用する『古事談』巻第二38は藤原実資と解している(同上、418頁脚注)。
- 44 引用は『二十五史』4 漢書補注二(藝文印書館印行)による。899頁上。なお、『文選』卷四二・曹植「与楊徳祖書」中の「夫街談巷説、必有可采。擊轅之歌、有応風雅。匹夫之思、未易軽棄也。」も、わが国では「吉人八人ヲ慢ラスシテ、アヤシキモノニモ物ヲ問ヒ、マナフル事ヲ恥ニセヌ也。故

二黄帝ノ牧童ノ詞ヲ信ジ、徳宗ハ農夫ノイサメヲソ入給ケル。街談巷説ノ中ニモ必取ヘキ事有ト云リ。〔『十訓抄』第三〕のごとく引用されている〔『玉函秘抄』下427、『明文抄』三人倫部207にも〕。上記引用は、全釈漢文大系30『文選（文章編）五』（集英社、一九七五・五）630頁、泉基博氏編『十訓抄本文と索引』（笠間書院、一九八二・二二）108頁、山内洋一郎氏編著『本邦ノ類書』玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』（汲古書院、二〇一・二・五）による。

45 注24佐藤氏論文。33頁。

46 注8島津氏論文。3頁。

47 田村圓澄『古代朝鮮仏教と日本仏教』（吉川弘文館、一九八〇・六）、高木豊「鎌倉仏教における歴史の構想」（一九七六・六、『鎌倉仏教史研究』岩波書店、一九八二・七、所収）、前田雅之『今昔物語集の世界構想』（笠間書院、一九九一・一〇）など。

48 『宇治拾遺物語』成立期の用例に、『閑居友』上巻1「真如親王、天竺に渡り給ふ事」末段の「また、この書き記せる奥どもに、いさゝか天竺・晨旦・日域の昔の跡をひと筆など引き合はせたる事の侍は、「これを端に知り初むる縁ともやなり侍らん」など思ひ給へて、つかうまつれる也。」がある（引用は注16による『閑居友』小島孝之氏校注。362頁）。同書の「日域」脚注には、「日本の異称。「天竺をば月を像て月氏国と言（ひ）、唐土をば星を像て震旦国といふ。日本をば日を像て日域といふ也」（日本略記）」とある。

49 引用は注22『本居宣長全集』第四巻。173～174頁。

50 引用は注14による。567～568頁。当該話脚注に、「忠実が十三、四歳の頃（一〇九〇年前後）に、同書（引用者注、『宇治大納言物語』）が女性の読者を持つていたこと（平仮名文か）、今昔と共通する説話を含んでいたこと等々を物語る記事として貴重。」とある。339頁。

51 注24佐藤氏論文に「又俊賢自身の語つた話も残っている。（中略）隆国の子民部卿俊明の談話も江談抄に記されてあるし、この宇治大納言の系統には説話に交渉のある人が多かつた。宇治拾遺の序文に見える侍俊貞は隆国が六代^孫の孫である。この人の許に宇治大納言の物語が傳へられてゐたといふのは、或はこの家が代々説話を管理し、傳承する家柄であつたことを暗示するのではないか。」とある。45頁。

52 引用は注40、同。499頁。

53 注40『江談抄』当該話の「広俊」脚注に「中原広俊か。ただし父俊貞は未詳。」とある。75頁。

54 注19『古今著聞集』巻第四・文学第五、121「我朝の尚齒會は大納言年始めて行ひ同在衡宗忠等續いて是を行ふ事」に、「天承元年三月廿二日、大納言宗忠卿、白河山庄にして被行けり。七叟算、（中略）前日向守中原広俊〔七十一〕亭主〔七十〕とある。129頁。

55 木村紀子氏「かたり」および物語集の生成—宇治大納言物語か宇治拾遺物語へ—（『國語國文』一九八四・六）に、「確実な事実と伝聞とを、リ、タリ、ナリ、ケリ等で厳密に言いわけて、なお自然なのびやかさを失わな（おそらく用語については無意識であつたゆえに）語り口」との言及がある。27頁。

56 小内一明氏「宇治大納言物語」をめぐって—室町期の記録を中心に—（『言語と文芸』75、二九七一・三）に、「『宝物集』の一巻本から九巻にいたる諸異本が、こぞつて鎌倉期に成立し、ともに「『宝物集』でありうるように、「宇治大納言物語」も鎌倉期に何種かの異本を生じ、ともに「宇治大納言物語」の名称で呼ばれ」との指摘がある。68頁。

57 佐藤晃氏は、注11論文で、「ここで見落としてはならない問題がある。序文では、この隆国の物語（『宇治大納言物語』）に後人が説話を書き足して『宇治拾遺物語』という作品はここにありと述べている点である。つまり、序

文は、(中略)その隆国によって書かれた物語に、さらに人々が説話を書き加えたものとしての『宇治拾遺』を讀者に指し示しているのである。(中略)つまり、『宇治拾遺』は書かれたものである。」と述べている(23頁)。

本稿ではそれを増補『宇治大納言物語』以来のこととして捉えている。

58 注56小内氏論文に、「その間に(引用者補、『宇治拾遺物語』が『宇治大納言物語』を増補して成立する間に)讀者主体が作者主体でもありえたようなかかりかたで、細部における表現の変更はおこなわれていたにちがいないし、名称の変更にも関係していよう」との指摘がある。また、その「変更」について「例えば仏法・和歌・枉惑・怪異変化・哀傷・興言利口などといった類のなんらかの説話分類が行われていたのではないか。」とも述べられている。68頁。

59 増補版の増補としてその過程を詳細に検討した論考に、注44木村紀子氏論文のほか、山岡敬和氏「宇治拾遺物語成立試論―冒頭語の考察を中心として―」(『国学院雑誌』八三・九、一九八二・九)、同氏「宇治拾遺物語増補試論―冒頭語による古事談・十訓抄関係説話の考察―」(『国学院雑誌』八四・一、一九八三・一)、同氏「聖と俗への志向―宇治拾遺物語編者の採録意識をめぐって―」(『国学院雑誌』八五・三、一九八四・三)などがある。

60 注56小内氏論文、67頁。

61 注56小内氏論文、68頁。

62 注56小内氏論文、67頁。小内氏が序を原『宇治拾遺物語』に付されたものとするのは、序中の空格を「破損」とみなし、それを原『宇治拾遺物語』以来のもの見たことによる。

63 藤原資房『春記』長久二(一〇四一)年三月十四日条に「(上略)又關白殿(頼通)本性有恵和之心、是一之徳也。而今變其心、忽依一言之談諷、一旦損人。是世間之亡滅也。歎而有餘者。事之旨敢不可申盡、非常之又非常也。隆國、公成、經輔卿、兼房等、日夜成追従、以讒言爲己任、放逐萬

人。更不可措手足之代也。如晦跡於北山之北。」と見える。引用は、増補史料大成7『春記』(臨川書店、一九六五・九)による。293頁。

64 注56小内氏論文、67頁。

65 注56小内氏論文には、「後人増補した『宇治大納言物語』の類があり、それらの増補『宇治大納言物語』に対して別本とも呼ぶべき『宇治拾遺物語』があった。その『宇治拾遺物語』からの抄出本、即ち広本に対する略本とも称すべき関係の書物として、現存『宇治拾遺物語』は成立したものであろう。応仁の乱以前に、即ち異本『宇治大納言物語』あるいは広本『宇治拾遺物語』といった伝本が実在した時代に、略本としてその存在をたもつていたのである。」とある。69頁。

66 注11佐藤氏論文に次の指摘がある(33〜34頁)。

『宇治拾遺物語』と『宇治大納言物語』とは混同され易かつたわけであるが、これほど外題に「宇治大納言物語」ともともと書かれていた可能性が高いことは何を意味するのであろうか。そして、内題には「宇治拾遺物語第一」とある。この「第一」およびその下の注記「抄出之次第不同也」は謎であるが、外題と内題のズレはあるいは、序文において神話化されているといつてもいい『宇治大納言物語』と『宇治拾遺物語』との関係をめぐる言説と、有機的に関連しあうもう一つの仕掛けなのではあるまいか。内題や序文が書かれた時期や『宇治拾遺物語』そのものの成立年代などの問題と関連するので、推測の域を出ないが、(いま・ここ)にあるテキストとしての『宇治拾遺物語』を読む立場からこの点を考えみることが可能ではないだろうか。

本稿で試みたのはここにいわれる「もう一つの仕掛け」の解説でもある。*本稿に関連する旧稿に「(教材発掘No.6)宇治拾遺物語―序文を読む」(『国語教育研究』57、二〇一六・三、127〜141頁)がある。

(広島大学)